

一般財団法人 福田記念財団
令和 3 年度 奨学生募集要項

1. 趣 旨

一般財団法人福田記念財団（以下「当財団」という）は、兵庫県内の高等学校を卒業し大学へ進学する優秀な生徒に対して奨学金援助を行うことにより、社会の有用な人材を育成し、兵庫県内の教育水準の向上及び人材の育成に寄与することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、原則として返済の義務はありません
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします

3. 奨学生の応募資格

当財団の奨学生となる者は、以下の各号の全てに該当する者とします。

- (1) 兵庫県内の高等学校に在籍する 3 年次の者
- (2) 向学心が高い者
- (3) 経済的に裕福とはいえない者

※ 他の奨学金制度を利用する予定の者であっても、応募資格を有するものとします

※ 奨学生として選考された方が大学に進学しなかった場合には、その資格を喪失します

※ 各高等学校からの応募者数について制限はありません

4. 採用人数

計 30 名程度

※ 補欠として数名の採用を予定しています

※ 補欠として採用された者は、奨学生が奨学生の資格を喪失した場合及び奨学生から辞退があった場合にのみ採用されます

5. 奨学金の額と給付の方法

- (1) 給付金額・・・入学一時金 30 万円 奨学金月額 6 万円
- (2) 給付の期間・・・4 年間（大学 1 年生から 4 年生まで）
- (3) 給付の方法・・・奨学金は、2 カ月毎の一定日に交付するものとします
(本人名義の銀行等の預金口座に入金します)

6. 奨学金の休止又は廃止事由

- (1) 休学、あるいは長期に欠席するとき

- (2) 留年したとき ※
- (3) 退学したとき
- (4) 傷病などにより成業の見込みがなくなったとき
- (5) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (6) 奨学金を必要としなくなったとき
- (7) 上記の他、奨学生として適当でない事実があったとき

※ 留年したときに奨学金を休止しますが、留年後に進級したときは奨学金の給付を再開します。

7. 手 続

(1) 必要書類

- ① 願書
- ② 成績を証明する書類(直近のもので結構です)
- ③ 所得を証明する資料(世帯主及びその配偶者)
- ④ 作文(800字以内): テーマ

「将来の自分のために、今、やっておきたいと思う事」

※作文の書式及び記載方法(word・手書き)については任意と致します

※選考については書類選考後、面接を実施することもあります

※学校から推薦状は必要ありません

(2) 提出方法

各高等学校から財団宛(下記「提出先」)に郵送して下さい

(3) 提出期限

令和4年1月10日(財団必着)

(4) 提出先(連絡先)

〒662-8588

兵庫県西宮市六湛寺町9番16号

一般財団法人 福田記念財団 事務局

(5) 問い合わせ先

財団HPの「お問い合わせ」からご連絡ください

<https://fukuda-zaidan.jp/>

8. 奨学生の決定

- (1) 奨学生の決定は、当財団の選考委員会の選考を経て代表理事が行い、その結果を本人及び各高等学校に通知します
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません
- (3) 選考結果は2月中旬から下旬を予定しておりますが、正式な選考結果開示時期が確

定したら HP 内で公表いたします

9. 奨学生の義務

奨学生は、当財団が奨学生交流会を開催した場合には、可能な限り出席しなければなりません。

以上